

ときわスポーツ広場サッカー場の駐車場での喫煙について
(受付日：令和6年5月10日)

Q ときわスポーツ広場サッカー場の駐車場で、たばこを吸っている人を見かける。市の施設は敷地内全面禁煙にしてほしい。

A 本市では、望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法に基づき、学校や病院、行政機関（本庁舎、市民センターなど）の庁舎（第1種施設）を敷地内全面禁煙とするとともに、ときわ公園など、第1種施設以外の多数の者が利用する施設（第2種施設）については、原則屋内禁煙としています。

また、たばこの煙による害は喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことから、本市では、喫煙場所を設置する場合は、通路・出入口・子どものいる空間などから10m以上離す「10メートルルール」を推進しています。

サッカー場や野球場などの体育施設は、屋外施設も含め第2種施設と分類しており、屋内は禁煙とし、屋外は分煙対策が施された喫煙コーナーを設置しています。

ご意見を受け、ときわスポーツ広場サッカー場においては、施設の主たる出入口や駐車場等の見やすい箇所に喫煙場所の標識を掲示するとともに、改めて受動喫煙の影響がない場所に喫煙場所を設けるようにします。

また、市が管理する他の第2種施設においても「10メートルルール」に基づいた喫煙場所の設置ができているかを確認し、改善を進めます。併せて、利用者や周辺環境への影響を十分に考慮した上で、可能な場所については敷地内禁煙への移行についても検討していきます。

健康福祉部 健康増進課
観光スポーツ文化部 スポーツ振興課